

- 消すことのできるボールペンや鉛筆等は使用しないでください。
- 届出区分（新規・変更）及び自動車区分（登録・軽）について、該当する内容に○をしてください。
新規：軽自動車の新規購入など、初めて届出をする場合
変更：引越しなどで軽自動車の保管場所を変更した場合、登録自動車の保管場所のみを変更した場合
- 届出者の代理で届出された際に、書類内容を訂正する場合には、届出者の委任状の有無を確認させて頂く場合があります。

※ の注意書きは空欄でも申請を受理しますが、記載に御協力をお願いします。

自動車検査証、完成検査修了証、譲渡証明書、抹消登録証明書等の内容を正確に記載してください。

別記

自動車保管場所届出書 (新規・変更)			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
→ メーカー名	1AB-CD2	CD2-345678	長さ 幅 高さ	340 148 200 センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	長野市大字南長野692番地2 口口アパート101号室 ←			
自動車の保管場所の位置	長野市大字南長野692番地2 口口アパート駐車場 No.1 ← (変更前) ↑			
上記の事項について届出をします。				
保管場所変更の届出の場合は、ここに変更前の保管場所住所を記載してください。				
書類の提出日です。 → 令和 ● 年 ● 月 ● 日				
↑ 警察署長 殿				
↑ 自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。				
↑ 届出者 氏名				
↑ 住所 長野市大字南長野692番地2 口口アパート101号室 電話 026-233-0110				

使用権原	自己 <input checked="" type="checkbox"/> 他人・共有	連絡先	氏名 申請 一郎 電話 026-123-4567	新規 <input checked="" type="checkbox"/> 登録番号等	前車 長野 580 お ●●●●	現車
------	--	-----	-----------------------------	--	------------------	----

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
3 変更届出する場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。

保管場所の所有者が

- 申請者本人である場合「自己」に○
- 申請者以外である場合「他人」に○
- 申請者を含む複数人の共有である場合「共有」に○をしてください。

代理届出等で、届出内容について届出者以外の方に確認した方が良い場合には、その方の氏名、連絡先を記載してください。

申請に係る自動車について、
 新規又は追加で保管する場合
「新規」に○
 現在保管している車両と入替で保管する場合
「代替」に○

点線内に右詰で記載してください。

- 個人の場合 実際に居住する場所です。
- 法人の場合 実際に営業等を行う事務所の所在地です。

※ 申請者住所と異なる場合は、使用の本拠の位置の実態を疎明する書面（公共料金の領収書等）を確認することができます。

車を保管する場所の住所です。
アパート名や部屋番号は不要です。
月極駐車場等、駐車場が決められている場合は、駐車場名及び駐車枠の番号を記載してください。

- 個人の場合 住民票又は印鑑登録証明書の住所を記載してください。

- 法人の場合 登記簿又は印鑑登録証明書の住所・法人名を記入し、代表者名を併記してください。

個人・法人ともに押印は不要です。

「代替」を選択された場合には、
 「前車」欄に 代替される自動車のナンバーを記載
 「現車」欄に 申請に係る自動車のナンバーを記載
「新規」を選択された場合には、空欄のまま提出してください。

一一注意一一

引越し等により保管場所の位置を変更した場合、**変更した日から15日以内に**保管場所の位置を管轄する警察署に届出しなければなりません。

上記は一般的な記載例ですので、不明な点は書類を提出する警察署等にお問い合わせください。